

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年10月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400052号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400039号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成29年11月24日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成29年11月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年11月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年11月24日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された平成29年11月燃料手当計算書によると、請求者は、請求期間において、同事業所から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年3月20日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400053号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400040号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年12月25日、平成28年6月25日、平成28年12月25日、平成29年6月24日、平成29年12月25日、平成30年6月25日、平成30年12月25日、令和元年6月25日、令和元年12月25日、令和2年6月25日、令和2年12月25日、令和3年6月25日及び令和3年12月25日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月  
② 平成28年6月  
③ 平成28年12月  
④ 平成29年6月  
⑤ 平成29年12月  
⑥ 平成30年6月  
⑦ 平成30年12月  
⑧ 令和元年6月  
⑨ 令和元年12月  
⑩ 令和2年6月  
⑪ 令和2年12月  
⑫ 令和3年6月  
⑬ 令和3年12月

A社から支払われた請求期間①から⑬までの賞与について、事業主の届出が遅れたことにより、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間①から⑬までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、請求者が所持する一部の期間の賞与に係る支払明細書のほか、

A社が保管する源泉徴収簿及び賞与の支払額を計算した際のメモにより、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間①から⑬までの賞与に係る標準賞与額については、上述の請求者及び当該事業所が保管する資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが必要である。

また、請求期間①から⑬までに係る賞与の支払年月日については、事業主が届け出た支払年月日及び上述の源泉徴収簿により確認できる支払年月日から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和6年4月2日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①から⑬までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400053号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400040号

訂正期間	訂正前の標準賞与額 (厚生年金保険法第75条 本文該当記録)	厚生年金特例法による 訂正後の標準賞与額
平成27年12月25日	60万4,000円	59万円
平成28年6月25日	19万5,000円	19万5,000円
平成28年12月25日	59万5,000円	59万1,000円
平成29年6月24日	19万5,000円	19万5,000円
平成29年12月25日	58万7,000円	58万7,000円
平成30年6月25日	19万5,000円	19万5,000円
平成30年12月25日	58万7,000円	58万7,000円
令和元年6月25日	19万5,000円	19万5,000円
令和元年12月25日	60万4,000円	59万円
令和2年6月25日	19万5,000円	19万5,000円
令和2年12月25日	59万9,000円	59万9,000円
令和3年6月25日	19万5,000円	19万5,000円
令和3年12月25日	59万8,000円	59万8,000円